

30水管第1529号  
平成30年10月2日

水産政策審議会  
会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 齋藤 健

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第303号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成29年11月29日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

# 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画新旧対照表

別 紙

改正後	改正前																																																																
<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p style="text-align: right;">平成29年11月29日公表 平成29年12月28日一部改正 平成30年2月27日一部改正 平成30年5月31日一部改正 <u>平成30年10月〇日一部改正</u></p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>さんま</td><td>平成30年7月～平成31年6月</td><td>264,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>すけとうだら</td><td>平成30年4月～平成31年3月</td><td>252,300</td></tr> <tr><td>3</td><td>まあじ</td><td>平成30年1月～12月</td><td>217,200</td></tr> <tr><td>4</td><td>まいわし</td><td>平成30年1月～12月</td><td>800,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>まさば及びごまさば</td><td>平成30年7月～平成31年6月</td><td>812,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>するめいか</td><td>平成30年4月～平成31年3月</td><td>97,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>ずわいがに</td><td>平成30年7月～平成31年6月</td><td style="color: red;">5,026</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。</p> <p>(注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量（以下「留保枠」という。）については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まあじ：43,400 トン</li> <li>・まいわし：160,000 トン</li> <li>・まさば及びごまさば：81,200 トン</li> <li>・ずわいがに：<span style="color: red;">267 トン</span>（A海域：<span style="color: red;">224 トン</span>、B海域：43 トン）</li> </ul>		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1	さんま	平成30年7月～平成31年6月	264,000	2	すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300	3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200	4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000	5	まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	812,000	6	するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000	7	ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	5,026	<p>海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画</p> <p style="text-align: right;">平成29年11月29日公表 平成29年12月28日一部改正 平成30年2月27日一部改正 平成30年5月31日一部改正</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1種特定海洋生物資源</th> <th>管理の対象となる期間</th> <th>漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>さんま</td><td>平成30年7月～平成31年6月</td><td>264,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>すけとうだら</td><td>平成30年4月～平成31年3月</td><td>252,300</td></tr> <tr><td>3</td><td>まあじ</td><td>平成30年1月～12月</td><td>217,200</td></tr> <tr><td>4</td><td>まいわし</td><td>平成30年1月～12月</td><td>800,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>まさば及びごまさば</td><td>平成30年7月～平成31年6月</td><td>812,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>するめいか</td><td>平成30年4月～平成31年3月</td><td>97,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>ずわいがに</td><td>平成30年7月～平成31年6月</td><td style="color: red;">5,426</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等、算定の基礎としていないものがある。</p> <p>(注2) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量（以下「留保枠」という。）については、資源の来遊状況等に応じて農林水産大臣が配分するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まあじ：43,400 トン</li> <li>・まいわし：160,000 トン</li> <li>・まさば及びごまさば：81,200 トン</li> <li>・ずわいがに：<span style="color: red;">295 トン</span>（A海域：<span style="color: red;">252 トン</span>、B海域：43 トン）</li> </ul>		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量	1	さんま	平成30年7月～平成31年6月	264,000	2	すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300	3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200	4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000	5	まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	812,000	6	するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000	7	ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	5,426
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																																														
1	さんま	平成30年7月～平成31年6月	264,000																																																														
2	すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300																																																														
3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200																																																														
4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000																																																														
5	まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	812,000																																																														
6	するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000																																																														
7	ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	5,026																																																														
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量																																																														
1	さんま	平成30年7月～平成31年6月	264,000																																																														
2	すけとうだら	平成30年4月～平成31年3月	252,300																																																														
3	まあじ	平成30年1月～12月	217,200																																																														
4	まいわし	平成30年1月～12月	800,000																																																														
5	まさば及びごまさば	平成30年7月～平成31年6月	812,000																																																														
6	するめいか	平成30年4月～平成31年3月	97,000																																																														
7	ずわいがに	平成30年7月～平成31年6月	5,426																																																														

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	158,000
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	462,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	14,200
		大中型まき網漁業	4,400
		いか釣り漁業	17,600
		小型するめいか釣り漁業	24,000
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,424</u>

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(注3) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の1の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	203,000
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	158,000
3	まあじ	大中型まき網漁業	73,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	302,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	462,000
6	するめいか	沖合底びき網漁業	14,200
		大中型まき網漁業	4,400
		いか釣り漁業	17,600
		小型するめいか釣り漁業	24,000
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,717</u>

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) 資源の来遊状況等に応じて、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別の数量に追加が必要と認められる場合には、指定漁業等の種類別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

(注3) 上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量と第6の1の都道府県別に定める数量との移譲について関係者間の協議が調った場合には、農林水産大臣はその内容を公表するものとし、上記の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量は、当該移譲を反映した数量とする。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	3,200
		(2) オホーツク海の海域	52,900
		(3) 太平洋の海域	101,900
2	ずわいがに	(1) A海域	2,348
		(2) B海域	43
		(3) D海域	875
		(4) E海域	158

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) 採捕の動向等に応じて、操業区域別別に定める数量について追加が必要と認められる場合には、操業区域別の数量は、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

#### 第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	3,200
		(2) オホーツク海の海域	52,900
		(3) 太平洋の海域	101,900
2	ずわいがに	(1) A海域	2,641
		(2) B海域	43
		(3) D海域	875
		(4) E海域	158

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) 採捕の動向等に応じて、操業区域別別に定める数量について追加が必要と認められる場合には、操業区域別の数量は、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

#### 第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成30年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成26年～28年(するめいかについては平成24年～26年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を

増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)～(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	15
山形県	84
新潟県	424
富山県	<u>44</u>
石川県	<u>348</u>
福井県	<u>190</u>
京都府	<u>44</u>

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 採捕の動向等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

第7～第12 (略)

増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1)～(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	15
山形県	84
新潟県	424
富山県	<u>50</u>
石川県	<u>392</u>
福井県	<u>214</u>
京都府	<u>49</u>

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 採捕の動向等に応じて、上記の表に掲げる都道府県別に定める数量に追加が必要と認められる場合には、都道府県別に定める数量は、上記の表に掲げる数量に、留保枠を上限として農林水産大臣が定める数量を加えて得た数量とする。

第7～第12 (略)